

(証券コード：3390)

2022年6月14日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
I N E S T 株 式 会 社
代表取締役社長 執行 健太郎

第26回定時株主総会および 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会には、「株式移転計画承認の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条第1項第13号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類および種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分（当社営業終了時刻）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ 文化会館ビル7階
7F会議室「701号室」
（末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

（定時株主総会）

報 告 事 項

- 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

決議事項

- 議案 株式移転計画承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 同一の議案につき、議決権行使書用紙により重複して議決権行使を行った場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会は、インターネットによる議決権行使を採用しておりません。

◎株主総会参考書類および種類株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://inest-inc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令により提供すべき書面のうち次に掲げる事項について、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://inest-inc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告のうち新株予約権等に関する事項
- ・事業報告のうち会計監査人の状況
- ・事業報告のうち会社の体制および方針
- ・連結計算書類のうち連結注記表
- ・計算書類のうち個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて I F R S を適用しており、前連結会計年度の数値を I F R S に組み替えて比較分析を行っております。

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。国内外経済の先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、感染の動向が国内外経済に与える影響に十分に注意する必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境では、A I や I o T を活用したソリューションサービスの活用や B C P 対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけにそのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

このような事業環境のもと、2020年8月1日を効力発生日として、株式会社アイ・ステーションおよび株式会社 P a t c h (現社名 R e n x a 株式会社)を当社の完全子会社とし、新たな経営体制へ移行いたしました。各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増やし、積極的に販売活動を展開してまいりました。

なお、当社グループにおいては感染力の高い新型コロナウイルスの変異株による社会全体での感染者の急増に伴い、感染拡大防止に留意し営業活動を行っていましたが、主に法人向け事業のフィールドセールスに影響が生じました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は6,626百万円(前連結会計年度比35.5%増)となり、営業利益70百万円(前連結会計年度比38.5%減)、税引前当期利益43百万円(前連結会計年度は税引前当期損失5百万円)、親会社の所有者に帰属する当期損失は58百万円(前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期利益は203百万円)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ. 法人向け事業

主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しており、当連結会計年度においては、多数の顧客基盤や商品を活かした販売活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は3,292百万円(前連結会計年度比35.6%増)、セグメント利益は433百万円(前連結会計年度比104.9%増)となりました。

ロ. 個人向け事業

主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しており、当連結会計年度においては、多数の顧客基盤と商品を強みにより顧客のニーズに寄り添った販売活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は3,344百万円(前連結会計年度比35.5%増)、セグメント利益は228百万円(前連結会計年度比42.9%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において社内情報ネットワーク関連および新規設備に対する設備投資197百万円等を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より借入金として600百万円の調達を行いました。

また、第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権(行使要請条項・停止要請条項付)32,009個権利行使されたことに伴う払込みにより299百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

日本基準

区 分	第23期	第24期	第25期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	3,607	2,967	6,500
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△438	△483	34
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△435	△649	21
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△433	△698	168
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△7.89	△11.65	2.22
総 資 産 額 (百万円)	2,703	1,578	5,290
純 資 産 額 (百万円)	823	124	2,179
1株当たり純資産額 (円)	13.73	2.08	7.84

国際会計基準 (I F R S)

区 分	第25期	第26期 (当連結会計年度)
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 収 益 (百万円)	4,890	6,626
営 業 利 益 (百万円)	114	70
税引前利益又は 税引前損失 (△) (百万円)	△5	43
親会社の所有者に帰属する当期純利益又は 親会社の所有者に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	203	△58
基本的1株当たり当期純利益又は 基本的1株当たり当期純損失 (△) (円)	2.68	△0.65
資 産 合 計 (百万円)	6,647	6,817
資 本 合 計 (百万円)	2,173	2,435
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	24.78	26.78

(注) 1 第26期より国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第25期の数値もIFRSに準拠した数値も併記しております。

2 当社は2020年4月30日に広告ソリューション事業のサービスを終了したことに伴い、同事業を非継続事業に分類しております。そのため第25期の売上収益および税引前当期利益 (△損失) の金額について、非継続事業を除いた継続事業の金額で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第23期	第24期	第25期	第26期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(当事業年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	1,128	1,381	492	669
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△95	3	△189	△10
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△1,065	△284	46	△63
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.38	△4.75	0.61	△0.71
総 資 産 額 (百万円)	1,850	1,354	2,790	3,749
純 資 産 額 (百万円)	358	73	2,005	2,236
1株当たり純資産額 (円)	5.98	1.23	5.86	24.20

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、普通株式と同等の株式としております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大および拡散防止においては、引き続きマスクの着用、消毒の徹底、出勤時の検温等の感染拡大防止策を講じ、加えてリモートワーク勤務体制を整備する等必要な対策を講じてまいります。
- ② 商品販売面においては、展開するサービスをグループ会社の垣根を越えて事業分野別に区分し、事業領域・責任体制を明確化することで、効率的かつ迅速な販売活動を行ってまいります。
- ③ 商品力強化の面では、お客様のニーズを的確に把握したサービスの開発、継続的な改良が必要不可欠であります。そのため、中小企業や個人のお客様のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、サービス品質向上に努めてまいります。
- ④ 営業力強化の面においては、従業員一人当たりの生産性向上を最重要課題として捉え、多種多様な商材を取り扱う上での知識やノウハウ習得を目的とした教育体制、管理体制の強化に努めてまいります。

- ⑤ 財務面においては、経営資源の効率的な運用を目指し、人員規模の適正化やその他コスト削減を行い、引き続き財務体質の強化を行ってまいります。
- ⑥ 資金調達面においては、事業戦略上必要な資金を確保する必要があるため、効率的な資金の調達、資金繰りの安定化に努めてまいります。
- ⑦ 情報セキュリティの面においては、情報保護の重要性がますます高まっていることに対応し、セキュリティの強化を行っております。
- ⑧ コーポレート・ガバナンスの面においては、当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。

(4) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

事業	事業内容等
法人向け事業	主に中小企業に対するモバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売
個人向け事業	主に個人消費者に対するウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の各種商品の取次販売

(5) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

本社	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
営業所	東京(池袋)

(6) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数
379名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
 2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 従業員の事業別の状況

事業	従業員数
法人向け事業	285名
個人向け事業	58名
管理部門	36名

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	7名増	34.3歳	1年0か月

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数はありません。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社東京スター銀行	449百万円
株式会社りそな銀行	448百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円

(注) 株式会社りそな銀行の借入額には、第1回無担保社債の残高が含まれております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Linklet 株式会社	20百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社 アイ・ステーション	47百万円	100.00%	携帯電話の販売
Renxa株式会社	50百万円	100.00%	ウォーターサーバーの販売

(注) 当事業年度末における特定子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 アイ・ステーション	東京都文京区小石川 五丁目36番	1,526百万円	3,749百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	310,795,700株
	A種優先株式	22,710,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	68,217,325株
	A種優先株式	22,710,000株
(3) 株主数		7,508名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
株式会社光通信	23,429,784株	22,710,000株	46,139,784株	50.74%
S B I イノベーション フ ァ ン ド 1 号	6,756,756株	—	6,756,756株	7.43%
株式会社S B I証券	1,275,300株	—	1,275,300株	1.40%
I N E S T従業員持株会	1,107,600株	—	1,107,600株	1.22%
前田 喜美子	905,600株	—	905,600株	1.00%
本橋 和文	696,000株	—	696,000株	0.77%
株式会社マイナビ	688,000株	—	688,000株	0.76%
株式会社エフティグループ	498,700株	—	498,700株	0.55%
楽天証券株式会社	452,500株	—	452,500株	0.50%
小林 俊雄	436,231株	—	436,231株	0.40%

(注) 持株比率は、自己株式(240株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
執行 健太郎	代表取締役社長	
片野 良太	代表取締役常務	管理本部長
坂本 幸司	取締役副社長	
近藤 武雄	取締役(常勤監査等委員)	
倉 嶋 喬	取締役(監査等委員)	
竹 中 由 重	取締役(監査等委員)	弁護士
柴 田 亮	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 監査等委員である近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である柴田亮氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社の監査等委員会は、経営会議その他重要な会議等への出席による情報収集と共有および内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、近藤武雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役または監査役

氏名	退任時の地位・担当 および 重要な兼職の状況	退任日	退任理由
平 田 英 之	取 締 役	2021年6月29日	任期満了
川 合 宏 一	監 査 役	2021年6月29日	任期満了
和 田 拓 士	監 査 役	2021年6月29日	辞任

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある

損害等が当該保険契約により補填されます。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(6) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本号において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針は、(i)取締役の報酬が、経営責任の明確化および企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、(ii)個人別の報酬等については、取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績および担当業務における各取締役の貢献および実績に基づき、各取締役の役位および職責ならびに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする、(iii)取締役の個人別の報酬の額は取締役会において決定するものとし、監査等委員会の意見がある場合はその意見を踏まえて当該決定を行うこと、をその内容の概要としております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針の内容に即した検討に基づき決定されており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (3名)	37百万円 (0百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	4百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	1百万円 (1百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (8名)	44百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当社は2021年6月29日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しています。
 3. 監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。
 4. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第25回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名です。
 5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第25回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
 6. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円

- 以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は4名です。
7. 取締役の報酬等には該当しませんが、役員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005年12月27日、企業会計基準第8号)等に準拠して株式報酬費用として計上しており、当事業年度中の費用計上額は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)3名に対して、19百万円となります。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等 委員	近藤 武雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回のうち2回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会では企業経営者としての豊富な知識や見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においてもその幅広い見識に基づき業務執行やコーポレート・ガバナンスに対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。
取締役 監査等 委員	倉 嶋 喬	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会では企業経営者としての豊富な知識や見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においてもその幅広い見識に基づき業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。
取締役 監査等 委員	竹 中 由 重	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会では法律専門家としての見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においても弁護士としての専門的見地から業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債及び資本)	
		(負債)	
流動資産	3,212	流動負債	2,339
現金及び現金同等物	1,470	営業債務及びその他の債務	1,620
営業債権及びその他の債権	1,495	有利子負債	501
棚卸資産	75	リース負債	108
その他の流動資産	170	未払法人所得税	0
		その他の流動負債	108
非流動資産	3,604		
有形固定資産	128	非流動負債	2,042
使用権資産	1,178	有利子負債	916
のれん	1,666	リース負債	1,068
無形資産	107	引当金	57
持分法で会計処理されている投資	11	負債合計	4,381
その他の金融資産	451	(資本の部)	
繰延税金資産	58	親会社の所有者に帰属する持分	2,435
その他の非流動資産	3	資本金	100
		資本剰余金	2,243
		利益剰余金	91
		自己株式	△0
		資本合計	2,435
資産合計	6,817	負債及び資本合計	6,817

連 結 損 益 計 算 書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	6,626
売 上 原 価	465
売 上 総 利 益	6,161
そ の 他 の 収 益	36
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,120
そ の 他 の 費 用	6
営 業 利 益	70
金 融 収 益	28
金 融 費 用	56
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	0
税 引 前 当 期 利 益	43
法 人 所 得 税 費 用	101
当 期 利 益 (△ 損 失)	△58
当 期 利 益 (△ 損 失) の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者 非 支 配 持 分	△58 —

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	273	1,985	△86	△0	—	2,173	2,173
当期包括利益							
当期利益	—	—	△58	—	—	△58	△58
その他の包括利益	—	—	—	—	△2	△2	△2
当期包括利益合計	—	—	△58	—	△2	△60	△60
所有者との取引額等							
新株の発行（新株予約権の行使）	136	172	—	—	—	309	309
新株予約権の発行	—	12	—	—	—	12	12
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0	△0
減資	△310	310	—	—	—	—	—
利益剰余金への振替	—	△238	236	—	2	—	—
所有者との取引額等合計	△173	257	236	△0	2	322	322
当期末残高	100	2,243	91	△0	—	2,435	2,435

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	930	流動負債	792
現金及び預金	606	短期借入金	402
売掛金	8	1年内償還予定の社債	64
前払費用	35	未払金	316
関係会社短期貸付金	200	その他	8
未収入金	70	固定負債	720
未取還付法人税等	7	長期借入金	495
その他の	0	社債	136
貸倒引当金	△0	長期未払金	88
固定資産	2,818		
有形固定資産	35	負債合計	1,512
建物	4	(純資産の部)	
工具器具備品	30	株主資本	2,200
無形固定資産	85	資本金	100
ソフトウェア	77	資本剰余金	2,164
その他	8	資本準備金	2,091
投資その他の資産	2,698	その他資本剰余金	72
投資有価証券	12	利益剰余金	△63
関係会社株式	2,281	その他利益剰余金	△63
関係会社長期貸付金	331	繰越利益剰余金	△63
繰延税金資産	0	自己株式	△0
敷金及び保証金	72	新株予約権	35
破産更生債権等	2	純資産合計	2,236
貸倒引当金	△2	負債・純資産合計	3,749
資産合計	3,749		

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		669
売 上 原 価		37
売 上 総 利 益		632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		621
営 業 利 益		10
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
そ の 他	1	2
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
支 払 手 数 料	10	
そ の 他	0	23
経 常 損 失		10
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39	
そ の 他	1	41
税 引 前 当 期 純 損 失		51
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	0	
法 人 税 等 調 整 額	11	11
当 期 純 損 失		63

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その 他 利益剰余金				
					繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	273	1,954	—	1,954	△238	△0	1,990	15	2,005
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	136	136		136			273		273
資本金からその他資本剰 余金への振替	△310		310	310			—		—
欠損填補			△238	△238	238		—		—
自己株式の取得						△0	△0		△0
当期純損失(△)					△63		△63		△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								20	20
当期変動額合計	△173	136	72	209	174	△0	210	20	230
当期末残高	100	2,091	72	2,164	△63	△0	2,200	35	2,236

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川 村 英 紀

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 永 井 公 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I N E S T株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 25 日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I N E S T株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

I N E S T株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	近 藤 武 雄	Ⓔ
監 査 等 委 員	倉 駕 喬	Ⓔ
監 査 等 委 員	竹 中 由 重	Ⓔ
監 査 等 委 員	柴 田 亮	Ⓔ

(注) 監査等委員である近藤武雄、倉駕喬及び竹中由重は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2022年10月3日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、持株会社（完全親会社）である「テラセルホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2022年5月25日開催の当社取締役会において決議いたしました。本議案は本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は、以下のとおりです。

1. 株式移転を行う理由

当社グループは、2020年8月1日を効力発生日として新たな経営体制へと移行し、現在、主に中小企業に対してモバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売を行う「法人向け事業」と、個人消費者に対してウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の各種商品の取次販売を行う「個人向け事業」の二本の柱を主要事業として、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、中小企業や個人消費者のニーズにあった商品の取り扱いを積極的に増加させ、販売活動を展開してまいりました。

当社グループを取り巻く事業環境では、AIやIoTを活用したソリューションサービスの活用やBCP対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。さらにはテレワーク継続や非対面での業務遂行など、新型コロナウイルスの状況を踏まえた働き方の変化は、当社の提供しているアウトソーシングサービス需要への追い風になるとも考えております。

このような状況のもと、当社グループが更なる成長を目指していくにあたり、グループ全体としての適切な体制を確保しつつ、専門性の高い事業会社がそれぞれの分野に特化したコーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス・リスク管理体制を強化していくとともに、変化が激しい市場環境に対応していくためにも、各事業会社における意思決定を迅速化することが重要であり、そのための最適な体制として、純粹持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場申請を行うことを予定しております。上場日は、東京証券取引所スタンダード市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2022年10月3日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

INEST株式会社（東京都豊島区東池袋一丁目25番8号、以下「当会社」という。）は、株式移転の方法により新たに設立するテラセルホールディングス株式会社（以下「新会社」という。）を当会社の完全親会社とすることに関し、次のとおり株式移転計画を作成する。なお、本株式移転計画を以下「本計画」といい、本計画に基づく株式移転を以下「本株式移転」というものとする。

第1条（新会社の定款記載事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新会社の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。

第2条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

- 1 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）は、次のとおりとする。

設立時取締役 執行 健太郎

設立時取締役 片野 良太

設立時取締役 坂本 幸司

- 2 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時監査等委員である設立時取締役 近藤 武雄

設立時監査等委員である設立時取締役 倉寫 喬

設立時監査等委員である設立時取締役 竹中 由重

設立時監査等委員である設立時取締役 柴田 亮

- 3 新会社の設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時会計監査人 有限責任あずさ監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式の種類及び数並びにその割当て）

- 1 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数は次の各号のとおりとする。

(1) 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式の株主（以下「割当対象普通株主」という。）に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数に相当する数の新会社の普通株式を交付する。

(2) 新会社は、基準時における当会社の株主名簿に記載又は記録された当会社のA種優先株式の株主（以下「割当対象A種優先株主」という。）に対し、その所有する当会社のA種優先株式に代わり、当会社が基準時に発行して

いるA種優先株式数の合計に1を乗じた数に相当する数の新会社のA種優先株式を交付する。

- 2 当会社の株主に対する前項の株式の割当ては、次の各号のとおりとする。
 - (1) 新会社は、本株式移転に際して、前項第1号の定めにより交付される新会社の普通株式を、割当対象普通株主に対して、その所有する当会社の普通株式1株につき新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。
 - (2) 新会社は、本株式移転に際して、前項第2号の定めにより交付される新会社のA種優先株式を、割当対象A種優先株主に対して、その所有する当会社のA種優先株式1株につき新会社のA種優先株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金100百万円
- (2) 資本準備金の額 金0円
- (3) 利益準備金の額 金0円

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

- 1 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社が発行している下表の第1欄の①及び②に掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対して、それぞれ所有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権と総数と同数の下表の第2欄の①及び②に掲げる新会社の各新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	INEST株式会社第1回新株予約権	別紙 2(i)	テラセルホールディングス 株式会社第1回新株予約権	別紙 2(ii)
②	INEST株式会社第3回新株予約権	別紙 3(i)	テラセルホールディングス 株式会社第2回新株予約権	別紙 3(ii)

- 2 新会社は、本株式移転に際し、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①及び②の第1欄に掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ前項の表の第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立日」という。）は、2022年10月3日とする。但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事情により必要

な場合は、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画の承認総会）

当社は、2022年6月29日に株主総会を開催し、本計画の承認に関する決議を求める。但し、本株式移転の手続きの進行上必要がある場合は、これを変更することができる。

第8条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の設立時における株主名簿管理人は、次のとおりとする。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第10条（株式移転計画の変更及び中止）

本計画の作成後新会社の成立に至るまでの間に、天災事変その他の事由により、当会社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合又は株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じた場合は、当社は、本計画を変更又は本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、次のいずれかに該当する場合、効力を失う。

- (1) 新会社の成立の日の前日までに、当会社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合
- (2) 新会社の成立までに必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合

第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の本旨に従い、当社がこれを決定する。

2022年5月25日

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号

INEST株式会社

代表取締役社長 執行 健太郎

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、テラセルホールディングス株式会社と称し、英文では、TERRASELL Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の経営又は事業活動を支配及び管理すること並びにこれに付帯関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (2) アプリケーションサービスプロバイダー事業
- (3) ソリューションシステムの設計、開発、保守、販売
- (4) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (5) 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
- (6) 電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業
- (7) オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
- (8) コンピュータを用いたシステムの分析、設計、開発、運用、保守、販売
- (9) コンピュータ及び周辺機器の販売
- (10) 各種マーケティング業及び各種コンサルティング業
- (11) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (12) 特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、著作権、コンピュータソフトウェアの売買
- (13) コストダウンサービス事業
- (14) 食料品・一般日用品・事務用品・備品・什器・ペット・機械・消耗品等の販売及び売買の仲介・斡旋
- (15) 酒類の販売
- (16) 古物の売買
- (17) 物流システムの設計、開発、運用及び保守
- (18) 商品の販売に関する代理、仲立業務
- (19) 通信販売に関する業務
- (20) 旅行業、イベント業、広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売・賃貸
- (21) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務
- (22) 経営管理事務、経理事務、総務事務、労務管理事務等の受託業務及び各種代行業務
- (23) クレジットカードの取扱業務
- (24) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (25) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びコンサルタント業務
- (26) 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
- (27) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(28) 前各号に定める業務以外の一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を、東京都豊島区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、137,049,600株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が114,339,600株、A種優先株式が22,710,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の各種類株式の単元株式数は、いずれも100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 A種優先株式

(剰余金の配当)

第13条 当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(残余財産の分配)

第14条

(1) A種優先残余財産分配金

当会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

(2) 参加条項

当会社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(議決権)

第15条 A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第16条 当会社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。

- 2 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- 3 当会社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

第4章 株主総会

(株主総会の招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会は、東京都区内において招集する。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第21条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(種類株主総会)

第23条 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

- 2 第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
- 3 第20条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第20条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第5章 取締役及び取締役会

(員数)

第24条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第25条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第26条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

- 2 第30条第2項の意思表示の記載又は記録に係る書面又は電磁的記録は、法令で定めるところにより作成する。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第36条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第38条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

- 第39条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

- 第40条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(選任方法)

- 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

- 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任の制限)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第48条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第45条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年3月31日までとする。なお、本附則第1条は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の総額は金200百万円以内とし、当該期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は金20百万円以内とする。なお、本附則第2条は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以 上

別紙2(i)：INEST株式会社第1回新株予約権の内容

1 新株予約権の名称
第1回新株予約権

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、73円とする。

但し、本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）
- (b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

- ③ 上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使期間

2023年7月1日から2027年6月30日まで

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益（連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。）が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

2021年3月期 150百万
 2022年3月期 200百万円
 2023年3月期 250百万円

- (2) 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
- (3) 前二項に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下各号のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ① 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
- ② 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員としての地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解

任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。)

- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であつて、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないとして当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (2) 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与とその処分をすることができない。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

9 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券はこれを発行しない。

10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236

条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
記「5 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記「6 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。
- ⑩ 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本「10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

- 11 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

別紙2(ii)：テラセルホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1 新株予約権の名称 第1回新株予約権

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、73円とする。

但し、本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）
- (b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

- ③ 上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使期間

2023年7月1日から2027年6月30日まで

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、次の各号記載の項目の額が、各号記載の金額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ① INEST株式会社の2021年3月期の連結損益計算書に基づく償却前営業利益（連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。）
150百万円
 - ② INEST株式会社の2022年3月期の連結損益計算書に基づく償却前営業利益
200百万円
 - ③ INEST株式会社の2022年4月1日から2022年10月2日までの期間に係る連結の償却前営業利益及び当社の2022年10月3日から2023年3月31日の期間に係る連結の償却前営業利益の合計 250百万円
- (2) 前項各号のいずれかにおいて各号記載の目標数値を下回った場合、当該下回った連結会計年度に係る有価証券報告書（前項第1号及び第2号についてはINEST株式会社の有価証券報告書、前項第3号については2023年3月期に係る当社の有価証券報告書）が金融商品取引法に基づき提出された日をもって、本新株予約権は消滅する。
- (3) 前二項に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下各号のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- ① 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
 - ② 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員 の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。）
- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対しておかされる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (2) 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

9 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券はこれを発行しない。

10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、

株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記「5 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記「6 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。
- ⑩ 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本「10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

- 11 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

別紙3(i) : INEST株式会社第3回新株予約権の内容

1 新株予約権の名称 第3回新株予約権

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。)又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、81円とする。

但し、本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)

(b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株

式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

- ③ 上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使期間

2022年1月1日から2026年12月31日まで

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 2021年6月30日付にて当社が本新株予約権者と締結した資本業務提携契約が有効に存続していること。
- (2) 前項に定める資本業務提携契約に基づき当社と本新株予約権者との間で行われる事業のいずれかにおいて、2以上の地域（都道府県、政令指定都市又は東京都特別区のいずれかを単位とする地域をいう。）で当該事業が行われたこと又は現に行われていること。

6 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (2) 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

9 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券はこれを発行しない。

10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記「5 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記「6 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。
- ⑩ 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本「10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

11 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

別紙3(ii)：テラセルホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1 新株予約権の名称 第2回新株予約権

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、81円とする。

但し、本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

(b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株

式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}
 }$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

- ③ 上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使期間

2022年10月3日から2026年12月31日まで

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 2021年6月30日付にてINEST株式会社が本新株予約権者と締結した資本業務提携契約が有効に存続していること。
- (2) 前項に定める資本業務提携契約に基づきINEST株式会社と本新株予約権者との間で行われる事業のいずれかにおいて、2以上の地域（都道府県、政令指定都市又は東京都特別区のいずれかを単位とする地域をいう。）で当該事業が行われたこと又は現に行われていること。

6 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を、本新株予約権1個につき本新株

予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (2) 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

9 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券はこれを発行しない。

10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られ

る金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「4 新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記「5 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記「6 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

⑩ 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

本「10 組織再編等の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

11 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

3. 会社法施行規則第206条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 対価の総数および割当てに関する事項

i 株式移転比率

	テラセルホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社・持株会社)	INEST株式会社 (株式移転完全子会社・当社)
株式移転比率 (普通株式)	1	1
株式移転比率 (A種優先株式)	1	1

(注) 1. 本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を、その保有する当社A種優先株式1株につき設立する持株会社のA種優先株式1株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数は100株です。

2. 持株会社が本株式移転により発行する新株式数(予定)は以下のとおりです。

普通株式 68,217,325株

上記は、当社の2022年3月31日時点の普通株式の発行済株式総数(68,217,325株)に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生直前において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

A種優先株式 22,710,000株

上記は、当社の2022年3月31日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数(22,710,000株)に基づいて算出しております。

ii 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。また、同様にA種優先株式についても、株主の皆様が保有する当社A種優先株式1株に対して持株会社のA種優先株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

② 持株会社の資本金および準備金等の額に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金等の額については、以下のとおりです。

資本金	金100億円
資本準備金	金0円
利益準備金	金0円

その他資本剰余金 株主資本変動額から資本金および資本準備金の合計額を控除した額

上記内容については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模および設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 新株予約権の定めに関する事項

本株式移転に際して、当社が発行している新株予約権については、当社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて同等の持株会社の新株予約権が交付され、割り当てられることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。なお、当社は、新株予約権付社債を発行していません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式の数 (2) 割り当てられる持株会社の株式数
執行 健太郎 (1989年1月30日)	2009年3月 株式会社ネットワークサービス 入社 2015年6月 同社 代表取締役 ひかりサポート株式会社 代表取締役 2015年7月 株式会社光通信 MK事業部部長 2016年10月 株式会社アイ・ステーション MK事業部課長 2017年5月 同社 代表取締役(現任) 2018年7月 株式会社LightUpALL 代表取締役 2020年6月 当社 代表取締役社長(現任)	(1) 88,800株 (2) 88,800株

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式の数 (2) 割り当てられる持株会社の株式数
片野良太 (1984年7月31日)	2007年4月 株式会社光通信 入社 2010年11月 当社へ転籍 2012年1月 株式会社光通信 管理本部人材開発部 2014年12月 同社 管理本部財務部課長 2016年11月 当社 管理本部長 2017年6月 当社 取締役 2017年12月 当社 内部監査室長 2018年4月 当社 管理本部長(現任) 2020年3月 当社 常務取締役 2020年5月 当社 代表取締役常務(現任)	(1) 21,200株 (2) 21,200株
坂本幸司 (1982年6月26日)	2006年5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) 入社 2014年12月 株式会社保険見直し本舗 取締役 2015年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) DM第2事業本部 執行役員 2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員 2017年9月 株式会社Patch(現:Renxa株式会社) 取締役 2018年4月 同社 代表取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役副社長(現任)	(1) 0株 (2) 0株

(注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

- 各候補者が所有する当社の株式および割り当てられる持株会社の株式は、いずれも普通株式であります。各候補者の所有する当社の株式数は2022年3月31日現在の情報を記載しており、また、割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。持株会社が設立された場合、持株会社は各候補者を被保険者とする同様の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。
- 執行健太郎氏は、これまで複数の企業で代表取締役を歴任し、当社子会社の株式会社アイ・ステーションを大きく発展させてまいりました。2020年6月以降当社の代表取締役に就任し、当社グループおよび法人向け事業の業績発展に大きく貢献してまいりました。その実績を踏まえ、持株会社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要な不可欠であると判断したため、持株会社の取締役として選任をお願いするものであります。

5. 片野良太氏は、これまで管理部門の責任者や内部監査室長を歴任することで培った知識と経験に基づき当社グループの経営課題への対応策の立案および決定で重要な役割を果たしてまいりました。同氏の知見および経験等が持株会社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に貢献できると判断したため、持株会社の取締役として選任をお願いするものであります。
6. 坂本幸司氏は、当社子会社のRenxa株式会社(旧社名：株式会社Patch)の代表取締役として同社を大きく発展させてまいりました。2020年6月以降当社の取締役に就任し、当社グループおよび個人向け事業の業績発展に大きく貢献してまいりました。その実績を踏まえ、持株会社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要な不可欠であると判断したため、持株会社の取締役として選任をお願いするものであります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項
持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式の数 (2) 割り当てられる持株会社の株式数
近藤 武雄 (1944年2月27日)	1962年3月 大蔵省 入省 1996年8月 旭信用金庫 入庫 2000年6月 同金庫 常勤理事・総務部長 2002年11月 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長 2004年10月 同金庫 常勤理事・監査部長 2005年10月 株式会社インタア・ホールディングス 社外監査役 2020年6月 当社 常勤監査役 2021年6月 当社 社外取締役常勤監査等委員(現任)	(1) 0株 (2) 0株
倉 崑 喬 (1947年6月22日)	1971年4月 株式会社ダイエー 入社 1985年9月 ユニ・チャーム株式会社 入社 1998年1月 ビジョン株式会社 入社 1998年4月 同社 取締役 2008年4月 株式会社ビーエイ 顧問 2010年6月 日本企業開発支援株式会社(現: Linklet株式会社) 社外取締役 2013年11月 株式会社ビーエイ 常務執行役員 2015年3月 同社 常勤監査役 2016年6月 当社 社外取締役(現任) 2018年3月 株式会社ビーエイ 取締役 2019年3月 同社 常勤監査役(現任) 2020年6月 当社 社外取締役 2021年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	(1) 0株 (2) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式の数 (2) 割り当てられる持株会社の株式数
竹中由重 (1980年7月31日)	2010年12月 弁護士登録(63期) 馬車道法律事務所 入所(現任) 2016年6月 当社 社外監査役 2020年6月 当社 社外取締役 2021年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	(1) 0株 (2) 0株
柴田亮 (1988年4月26日)	2014年4月 株式会社光通信 入社 株式会社アクトコール 取締役監査等委員 株式会社光通信 2020年4月 財務本部財務企画部長(現任) 株式会社シック・ホールディングス 取締役監査等委員(現任) 2021年6月 当社 取締役監査等委員(現任)	(1) 0株 (2) 0株

(注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

2. 各候補者が所有する当社の株式および割り当てられる持株会社の株式は、いずれも普通株式であります。各候補者の所有する当社の株式数は2022年3月31日現在の情報を記載しており、また、割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
3. 当社は、近藤武雄氏、倉嶋喬氏、竹中由重氏および柴田亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、持株会社は各氏との間で同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。持株会社が設立された場合、持株会社は各候補者を被保険者とする同様の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。
5. 近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏は、社外取締役候補者であります。
6. 近藤武雄氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しており、持株会社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、その豊富な経験と見解に基づく助言等により持株会社の経営監督機能を担う役割を期待しております。
7. 倉嶋喬氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しており、持株会社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、その豊富な経験と見解に基づく助言等により持株会社の経営監督機能を担う

役割を期待しております。

8. 竹中由重氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、持株会社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由から持株会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏には、その法律専門家としての見識に基づく助言等により持株会社の経営監督機能を担う役割を期待しております。
9. 柴田亮氏を持株会社の取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり企業における財務部門に関する豊富な経験や専門的知識を有しており、同氏の知見を持株会社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
10. 竹中由重氏は過去に当社の社外監査役であったことがあり、倉嶋喬氏は過去に当社の子会社である日本企業開発支援株式会社（現：Linklet株式会社）の社外取締役であったことがあります。
11. 当社は、近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、各氏を独立役員として届け出る予定です。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりです。

名称	有限責任あずさ監査法人
事務所所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿革	1969年 7月1日 監査法人朝日会計社設立 1985年 7月1日 監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月1日 井上斎藤英和監査法人（1978年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 2004年1月1日 あずさ監査法人（2003年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 2010年7月1日 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概要 (2022年3月時点)	資本金 3,000百万円 構成人員 公認会計士 2,970名 [3,077名]（代表社員30名、社員500名） 会計士試験合格者等 1,172名 [1,449名] 監査補助職員 1,190名 [1,195名]（特定社員35名、うち代表社員2名） その他職員 724名 [751名] 合計 6,056名 [6,472名] クライアント数 監査証明業務 3,660社 （金商法会社法761、金商法29、会社法1,393、学校法人44、労組15、その他の法定614、その他の任意804） その他の業務 1,432社

(注) 1. 有限責任あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性および内部管理体制等を有しており、適任で

あると判断したためであります。

2. 当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。持株会社が設立され、有限責任あずさ監査法人が持株会社の会計監査人に就任した場合には、持株会社は同監査法人との間で同様の契約を締結する予定です。
3. 有限責任あずさ監査法人は、過去2年間に、当社からM&Aに関するデューデリジェンス業務および国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務に対する報酬を受けております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第43条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款案
(新設)	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則第2条は、2023年3月1日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ、意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	執行 健太郎 (1989年1月30日)	2009年3月 株式会社ネットワークサービス 入社 2015年6月 同社 代表取締役 ひかりサポート株式会社 代表取締役 2015年7月 株式会社光通信 MK事業部部長 2016年10月 株式会社アイ・ステーション MK事業部課長 2017年5月 同社 代表取締役(現任) 2018年7月 株式会社Light Up ALL 代表取締役 2020年6月 当社 代表取締役社長(現任)	88,800株
2	片野 良太 (1984年7月31日)	2007年4月 株式会社光通信 入社 2010年11月 当社へ転籍 2012年1月 株式会社光通信へ転籍 管理本部人材開発部 2014年12月 同社 管理本部財務部課長 2016年11月 当社 管理本部長 2017年6月 当社 取締役 2017年12月 当社 内部監査室長 2018年4月 当社 管理本部長(現任) 2020年3月 当社 常務取締役 2020年5月 当社 代表取締役常務(現任)	21,200株
3	坂本 幸司 (1982年6月26日)	2006年5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) 入社 2014年12月 株式会社保険見直し本舗 取締役 2015年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) DM 第2事業本部 執行役員 2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員 2017年9月 株式会社Patch(現:Renxa株式会社) 取締役 2018年4月 同社 代表取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役副社長(現任)	0株

(注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おり、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。

4. 執行健太郎氏は、これまで複数の企業で代表取締役を歴任し、当社子会社の株式会社アイ・ステーションを大きく発展させてまいりました。2020年6月以降当社の代表取締役に就任し、当社グループおよび法人向け事業の業績発展に大きく貢献してまいりました。その実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5. 片野良太氏は、これまで管理部門の責任者や内部監査室長を歴任することで培った知識と経験に基づき当社グループの経営課題への対応策の立案および決定で重要な役割を果たしてまいりました。同氏の知見および経験等が当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に貢献できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
6. 坂本幸司氏は、当社子会社のRenxa株式会社(旧社名：株式会社Patch)の代表取締役として同社を大きく発展させてまいりました。2020年6月以降当社の取締役に就任し、当社グループおよび個人向け事業の業績発展に大きく貢献してまいりました。その実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

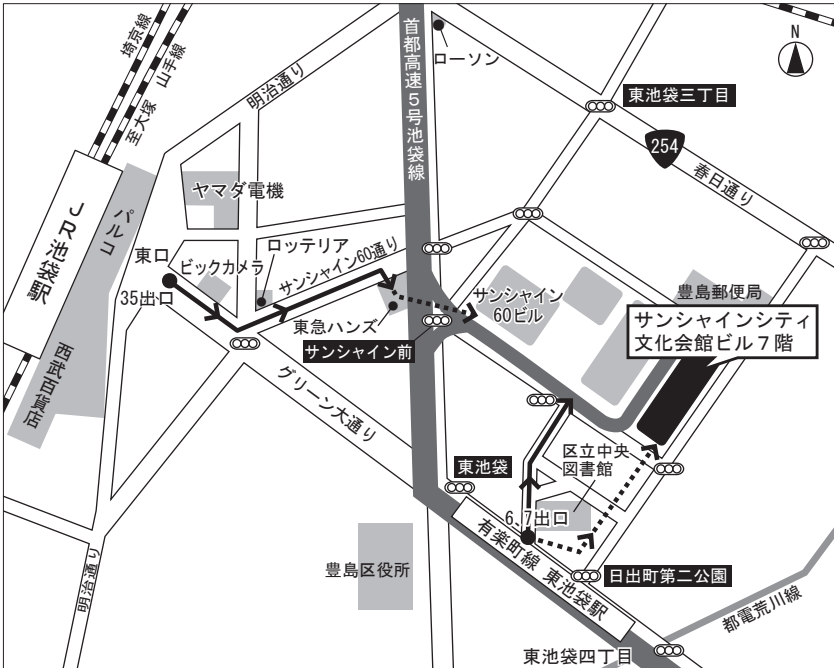
議 案 株式移転計画承認の件

議案の内容につきましては、株主総会参考書類24頁から58頁までに記載の第1号議案「株式移転計画承認の件」の内容と同一であります。

以 上

株主総会会場案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ 文化会館ビル7階
7F会議室「701号室」
TEL 03-6894-6240 (代表)



[会場への交通機関]

JR線・

東武東上線・西武池袋線・

東京メトロ丸ノ内線・

有楽町線・副都心線

池袋駅 東口 (35番出口) 徒歩15分

東京メトロ有楽町線

東池袋駅 6・7番出口 徒歩10分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。